



島根県報

平成16年11月19日 (金)
第 1,626 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則		
島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 課)	1
告 示		
生活保護法の規定による介護機関の指定	(健康福祉総務課)	2
結核予防法の規定により医療を担当する機関の指定	(薬 事 衛 生 課)	2
結核予防法の規定による指定医療機関の辞退	(")	3
島根県漁業災害復旧資金利子補給金交付要綱の一部改正	(水 産 課)	4
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	5
道路の供用開始	(")	5
都市計画事業の認可	(下 水 道 推 進 課)	5
公 告		
特定非営利活動法人の認証申請に係る書類の縦覧 (2 件)	(環境生活総務課)	6
芸術文化センターの指定管理者の募集	(文 化 振 興 課)	7
島根県警察情報ネットワーク型プリンタ34式に係る一般競争入札の実施	(警 察 本 部)	12

公布された条例等のあらまし

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第93号)

1 規則の概要

様式を整理することとした。(第24号様式その1・第24号様式その2・第68号様式その1・第93号の5様式・第177号様式関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年11月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第93号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則 (昭和51年島根県規則第16号) の一部を次のように改正する。

第24号様式その1を削り、同様式その2を第24号様式とする。

第68号様式その1中「県が行う入札等に参加するため」を
「県との随意契約に係る見積書を提出するため
(県の入札参加資格者名簿に登録がない場合に限る。)」

に、「県が行う入札の参加資格審査を受けるため」を「県が行う入札の参加資格審査を受けるため（一般競争入札に参加する場合を含む。）」に改める。

第93号の5様式中「技術等海外取引に係る所得の特別控除額等」を「土地の譲渡等に係る事業所得」に改める。

第177号様式中「カナ」を「かな」に、
1 乗用車 2 トラック 3 トラック(貨物) 4 特殊用途車 5 けん引車 6 被けん引車 7 バス(1)一般乗合定期観光 (2)観光貸切 (3)その他

「1 乗用車 2 トラック(貨物) 3 トラック(貨客兼用車) 4 トラック(けん引車) 5 トラック(被けん引車) 6 バス(一般乗合用) 7 バス(その他()) 8 三輪小型 9 特殊用途自動車() 10 その他()」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則(以下「旧規則」という。)第93号の5様式は、平成15年分以前の個人の事業税の課税標準とすべき所得に係る通知を行う場合については、なおその効力を有する。
- 3 旧規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

島根県告示第1,128号

生活保護法(昭和25年法律144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年11月19日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
有限会社 三晃	浜田市下府町1579番地2	居宅介護支援事業	有限会社 三晃	浜田市下府町1579番地2	平成16年11月1日

島根県告示第1,129号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により、同法第34条及び第35条に規定する医療を担当する機関

を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の6第1項の規定により告示する。

平成16年11月19日

島根県知事 澄 田 信 義

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
木佐医院	平田市平田町2241番地1	平成16年7月1日
きさ内科・皮フ科クリニック	平田市平田町4005番地1	平成16年7月1日
医療法人社団金森歯科医院	松江市新雑賀町3-15	平成16年8月1日
斐川生協病院	簸川郡斐川町大字直江町488番地1	平成16年8月1日
スイングおき薬局	隠岐郡西郷町大字城北町353番2	平成16年8月2日
うらしまクリニック	八束郡東出雲町錦新町2丁目2-10	平成16年8月20日
あいあいクリニック	出雲市塩冶町海上1408-70	平成16年9月7日
てるてる薬局	鹿足郡津和野町大字後田口393-1	平成16年9月16日
みどり眼科	松江市学園2丁目26番33号	平成16年9月21日
福本歯科医院	八束郡玉湯町大字湯町1981番地1	平成16年10月1日
安来市立病院	安来市広瀬町広瀬1931番地	平成16年10月1日
隠岐の島町国民健康保険中村診療所	隠岐郡隠岐の島町中村48番地	平成16年10月1日
隠岐の島町中村歯科診療所	隠岐郡隠岐の島町中村1541番地4	平成16年10月1日
隠岐の島町国民健康保険都万診療所	隠岐郡隠岐の島町都万1773-1	平成16年10月1日
隠岐の島町国民健康保険都万診療所那久出張所	隠岐郡隠岐の島町那久54	平成16年10月1日
隠岐の島町久見へき地診療所	隠岐郡隠岐の島町久見309の2番地	平成16年10月1日
隠岐の島町国民健康保険五箇診療所	隠岐郡隠岐の島町584番1	平成16年10月1日
隠岐の島町国民健康保険五箇歯科診療所	隠岐郡隠岐の島町579番14	平成16年10月1日
美郷町君谷診療所	邑智郡美郷町京覧原248番地3	平成16年10月1日
美郷町国民健康保険沢谷診療所	邑智郡美郷町九日市87番地	平成16年10月1日
美郷町国民健康保険大和診療所	邑智郡美郷町都賀本郷163番地	平成16年10月1日
美郷町国民健康保険大和診療所比之宮出張所	邑智郡美郷町宮内562番地3	平成16年10月1日
邑南町国民健康保険直営阿須那診療所	邑智郡邑南町阿須那150番地1	平成16年10月1日
邑南町国民健康保険直営日貫診療所	邑智郡邑南町日貫3023-3	平成16年10月1日
邑南町国民健康保険直営井原診療所	邑智郡邑南町井原2201-2	平成16年10月1日
邑智郡公立病院組合公立邑智病院	邑智郡邑南町中野3848-2	平成16年10月1日
太田医院	平田市国富町505-1	平成16年10月1日
太田脳神経外科クリニック	松江市砂子町196-3	平成16年10月5日
さくら薬局黒田店	松江市黒田町423-2	平成16年10月6日
さくら薬局古志原店	松江市古志原5丁目14-55	平成16年10月6日
のつ歯科	松江市田和山町147-4	平成16年10月16日
長浜クリニック	出雲市東園町498番地	平成16年11月1日
遠藤薬局	浜田市黒川町97-10昭和ビル1F	平成16年11月1日

島根県告示第1,130号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、指定医療機関が次のとおり指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の6第2項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年11月19日

島根県知事 澄田信義

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退年月日
金森歯科医院	松江市新雑賀町3 - 15	平成14年4月30日
医療法人久村診療所	簸川郡多伎町大字多岐久村264	平成16年4月1日
渡部歯科医院	出雲市神西沖町2415	平成16年5月1日
井田診療所	邇摩郡温泉津町井田口248 - 2	平成16年6月17日
木佐医院	平田市平田町2241 - 1番地	平成16年6月30日
きさ内科・皮フ科クリニック	平田市平田町405番地1	平成16年6月30日
斐川生協病院	簸川郡斐川町大字直江町4911番地	平成16年7月31日
第二出雲診療所	出雲市知井宮町238	平成16年7月31日
板倉クリニック	出雲市今市町北本町5丁目2番地3	平成16年8月25日
石見町国民健康保険直営日和診療所	邑智郡石見町大字日和1022	平成16年9月1日
西本外科医院	益田市幸町イ325	平成16年9月5日
太田医院	平田市国富町505 - 1	平成16年9月13日
みどり眼科	松江市西川津町4247	平成16年9月20日
広瀬町立広瀬病院	能義郡広瀬町広瀬1931番地	平成16年9月30日
西郷町国民健康保険中村診療所	隠岐郡西郷町大字中村48番地	平成16年9月30日
西郷町中村歯科診療所	隠岐郡西郷町大字中村1541番地4	平成16年9月30日
都万村国民健康保険診療所	隠岐郡都万村大字都万1773 - 1	平成16年9月30日
都万村国民健康保険診療所那久出張所	隠岐郡都万村大字那久54	平成16年9月30日
五箇村久見へき地診療所	隠岐郡五箇村久見309の2番地	平成16年9月30日
五箇村国民健康保険診療所	隠岐郡五箇村大字都584番1	平成16年9月30日
五箇村国民健康保険歯科診療所	隠岐郡五箇村大字都579番14	平成16年9月30日
邑智町君谷診療所	邑智郡邑智町大字京覧原248番地3	平成16年9月30日
邑智町国民健康保険沢谷診療所	邑智郡邑智町大字九日市87番地	平成16年9月30日
大和村国民健康保険診療所	邑智郡大和村大字都賀本郷163番地	平成16年9月30日
羽須美村国民健康保険直営阿須那診療所	邑智郡羽須美村大字阿須那150 - 1	平成16年9月30日
石見町国民健康保険直営日貫診療所	邑智郡石見町大字日貫3023 - 3	平成16年9月30日
石見町国民健康保険直営井原診療所	邑智郡石見町大字井原2201 - 2	平成16年9月30日
桜江町国民健康保険川越診療所	邑智郡桜江町大字川越678番地	平成16年9月30日
石見町外6ヶ町村病院組合公立邑智病院	邑智郡石見町大字中野3848 - 2	平成16年9月30日
常松小児科医院	出雲市今市町264番地78	平成16年10月8日
くにびき診療所	出雲市東園町498番地	平成16年10月31日
匹見町国民健康保険直営澄川診療所	美濃郡匹見町大字澄川イ299 - 1	平成16年10月31日
遠藤薬局	浜田市長沢町477 - 24	平成16年11月1日

島根県告示第1,131号

島根県漁業災害復旧資金利子補給金交付要綱(平成16年島根県告示第990号)の一部を次のように改正する。

平成16年11月19日

島根県知事 澄田信義

第 2 条中「0.90パーセント」を「1.00パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年11月19日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業災害復旧資金利子補給金交付要綱の規定は、平成16年10月21日以後に貸し付けられた島根県漁業災害復旧資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業災害復旧資金については、なお従前の例による。

島根県告示第1,132号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年11月19日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			管轄する土木建築事務所の名称	備 考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
一般国道	184号	飯石郡頓原町大字志津見309番 1 地先から同大字307番 1 地先まで	前	メートル 6.00～ 12.00	メートル 98.00	志津見大橋上部 工事に伴う迂回路設置 拡幅
			後	6.00～ 32.50	98.00	

島根県告示第1,133号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年11月19日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備 考
一般国道	184号	簸川郡佐田町大字上橋波71番 1 地先から同大字字塩ヶ谷735番地 3 まで	メートル 1833.00	平成16年 11月27日	出雲土木建築事務所	
"	"	飯石郡頓原町大字角井1891番 ³¹ から同町大字志津見351番 1 地先まで	5233.06	"	木次土木建築事務所	
県 道	川本波多線	邑智郡川本町大字川本2293番 5 地先から同地先まで	91.50	平成16年 11月19日	川本土木建築事務所	

島根県告示第1,134号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成16年11月19日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 施行者の名称
益田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
益田都市計画下水道事業
万葉第2都市下水路
- 3 事業施行期間
平成16年11月19日から平成20年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
益田市高津一丁目、高津三丁目地内
 - (2) 使用の部分
益田市高津一丁目地内

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年11月19日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日
平成16年11月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 いずも朱鷺21
- 3 代表者の氏名
松田健一
- 4 主たる事務所の所在地
出雲市西新町一丁目2453番地4
- 5 定款に記載された目的

この法人は、環境省が佐渡トキ保護センターで飼育されているトキを日本国内で分散飼育の方針が出されたのを機会に、中国で一級保護野生動物とされて絶滅の危機とされていたトキを最近急速に整備されている西出雲周辺の自然環境の中で飼育することにより、動植物資源の保護や生態バランスの研究勉強会を通じて経済文化の発展に係る活動を行うとともに、地域住民・地方自治体・観光関連団体等と連携して他地区からの交流人口の増加による地域振興、特に観光振興を中心に、子供たちの健全育成、福祉増進等に関する事業を行い、トキを通じて、地域への経済波及効果を高め、活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

- 6 縦覧に供する書類
定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書
- 7 縦覧期間
申請書を受理した日から2週間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年11月19日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成16年11月 9 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 リーガルネットワークしまね

3 代表者の氏名

國弘正樹

4 主たる事務所の所在地

松江市南田町55番地 3

5 定款に記載された目的

この法人は、市民に対する専門知識を前提とした法律相談事業及び法律知識の教授並びに消費被害防止に関する啓発事業を行い、消費者の権利保護を通じて健全な消費社会の実現に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

島根県芸術文化センター条例（平成16年島根県条例第51号）附則第 2 項の規定に基づき指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成16年11月19日

島根県知事 澄 田 信 義

1 募集の目的

地方自治法の一部改正（平成15年 9 月 2 日施行）により、「公の施設」の管理について、住民サービスの一層の向上と経費の節減を目指すため、指定管理者制度が導入された。

この度、島根県では、現在建設中の島根県芸術文化センターの管理運営に指定管理者制度を導入することとし、島根県芸術文化センター条例第 5 条に基づき、指定管理者を募集する。

2 施設の概要

(1) 施設の目的

島根県芸術文化センターは、島根県立石見美術館（以下「美術館」という。）及び島根県立いわみ芸術劇場（以下「芸術劇場」という。）から構成される複合施設である。

島根県、特に石見地方の芸術拠点として、県民に美術・音楽・演劇などの質の高い芸術文化の鑑賞機会を提供するとともに、石見地域に育まれてきた文化を大切にしながら、様々な手法により、地域とともに新しい芸術文化を育み、その創造を目指している。

また、併せて石見地域の文化施設、観光施設等との連携により、広域的な地域振興を図る拠点施設としての役割も期待している。

(2) 施設概要

ア 施設名称 島根県芸術文化センター（愛称グラントワ）

イ 所在地 島根県益田市有明町

ウ 施設規模 建築面積14,000平方メートル 延床面積17,800平方メートル 地上2階地下1階

エ 施設内容

(ア) 美術館

第1展示室（388平方メートル）、第2展示室（203平方メートル）、第3展示室（307平方メートル）、第4展示室（1,091平方メートル）

(イ) 芸術劇場

大ホール（1500席）、小ホール（400席）、スタジオ1（218平方メートル）、スタジオ2（45平方メートル）、楽屋（大楽屋2、中楽屋6及び小楽屋4）、多目的ギャラリー（182平方メートル）

(ウ) その他

回廊、レストラン、美術館ショップ、中庭広場等

オ 敷地面積 3.7ヘクタール

(3) 整備スケジュール

ア 竣工 平成17年秋（予定）（建物は、平成17年3月末竣工予定）

イ 開館日 平成17年秋（予定）

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 島根県芸術文化センター（以下「センター」という。）の有料施設及び設備（以下「有料施設等」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 美術館の観覧料の徴収に関する業務
- (3) センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (4) センターを利用した音楽、演劇その他の鑑賞を目的とした事業に関する業務
- (5) 芸術文化に関する情報の収集及び提供に関する業務
- (6) センターの運営に関する事務のうち、島根県が特に必要と認める業務

4 指定期間

平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費

島根県が支払う委託料の額は、次に掲げる支出見込額から収入見込額を差し引いた年間委託額（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、災害等の特別な場合を除き、原則として増額しないので、事業計画及び収支計画立案の際は注意すること。

なお、委託料は、分割で支払うこととし、支払時期や分割方法については、島根県と指定管理者で締結する協定書で定める。

(単位：千円)

区 分	支出見込額 (A)	収入見込額 (B)	年間委託額 (C) = (A) - (B)
平成17年度	303,900	22,500	281,400
平成18年度	369,200	44,900	324,300
平成19年度	385,000	44,900	340,100
平成20年度	385,000	44,900	340,100
平成21年度	385,000	44,900	340,100
合 計	1,828,100	202,100	1,626,000

6 指定管理者の応募資格

指定管理者に応募しようとするもの（以下「応募者」という。）は、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税（以下「法人税等」という。）を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不等な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

7 申請の手続

申請には次の提案書類を提出すること。ただし、必要に応じて追加書類の提出を求められることがある。

なお、応募に際して必要となる費用は、すべて応募者の負担とし、提案書類は返却しないので注意すること。

(1) 指定管理者指定申請書

島根県立石見美術館管理規則（平成16年島根県教育委員会規則第29号）に定める様式第1号又は島根県立いわみ芸術劇場管理規則（平成16年島根県規則第91号）に定める別記様式

(2) 事業計画書

次の内容を記載すること

- ア センターの管理運営を行うに当たっての基本方針
- イ 文化事業の実施計画
- ウ 利用料金の設定及び減免の考え方
- エ 利用者の安全確保及びサービス向上のための方策
- オ センター管理運営の組織図及び職員の配置計画
- カ その他センターの管理運営に関すること

(3) 指定管理期間各年度分及び期間を通じての収支予算書

(4) その他の申請に必要な書類

- ア 定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類
- イ 法人にあっては、当該法人の登記簿の謄本
- ウ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

- エ 過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- オ 役員の名簿及び略歴を記載した書類
- カ 団体の概要を記載した書類
- キ 印鑑証明書
- ク 納税証明書

(5) 提出部数

正本1部及び副本7部(副本は複写可)。ただし、(4)ア、イ、キ及びクについては、正本1部及び副本1部。

(6) 提出場所

15に記載する場所

(7) 提出期限

平成16年12月22日(水)午後5時まで。郵送の場合は、書留とし、平成16年12月22日(水)午後5時必着とする。

(8) 提出方法

郵送又は持参

8 募集要項及び仕様書の配付

(1) 配付期間

平成16年11月19日(金)から平成16年12月22日(水)までの毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び祝日は除く。

(2) 配付場所

15に記載する場所

9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。

(1) 開催日時

平成16年11月26日(金)午後1時30分から午後5時まで

(2) 開催場所

島根県益田合同庁舎 第3会議室(5階)

(3) 現地説明会の内容

ア 募集要項及び仕様書の説明

イ センターの施設見学

(4) 参加申込みの方法

現地説明会への出席を希望する応募者は、参加申出書を次のとおり作成し提出すること。(1団体の出席者は3名までとする。)

ア 参加申出書の記載内容 団体名、出席予定者(職名及び氏名)、連絡先(住所及び電話番号)(様式は、特定しない。)

イ 提出場所 15に記載する場所

ウ 提出期限 平成16年11月25日(木)午後5時まで

エ 提出方法 郵送、ファクシミリ又は持参

10 指定管理者の候補の選定

(1) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、複合施設としてのセンターの効用を最大限に発揮させるものであること。

ウ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

(2) 審査の項目

ア 運営方針及び実績

イ 財政基盤

ウ 施設運営の理念及び意欲

エ サービス提供体制

オ サービスの質の確保及び向上

カ サービス提供内容

キ 文化事業の実施方針

ク 文化事業の概要及び意欲

ケ 危機管理体制

コ 収支計画

(3) 選定方法

ア 指定管理者の選定は、島根県芸術文化センター指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）において、審査基準に基づき行う。

イ 指定管理者の選定に当たっては、提出書類により応募資格を審査の後、提案内容等をプレゼンテーション方式により審査する。なお、応募資格の審査結果については、平成16年12月27日（月）までに連絡する。

ウ プレゼンテーションは、平成17年1月上旬に実施の予定である。

エ 候補者の選定は1月中旬に行い、その結果は、応募者全員に書面で通知するとともに公表する。

オ その後、候補者と詳細について協議を開始し、仮協定を締結する。

カ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった応募者のうちから新たに候補者を選定することがある。

キ 委員会は、非公開とする。

11 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要となる。10の(3)で選定した法人等（以下「選定事業者」という。）を指定管理者の候補者として、平成17年2月定例島根県議会へ上程し議決を経て、指定管理者の指定となる。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、センターの管理運営に関する協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、応募者同一の法人等に限る。

12 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

13 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理運営が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理運営の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。
- (5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難になった場合の措置については、協定で定める。

14 留意事項

- (1) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、失格とする。
 - ア 申請書類に虚偽の記載があったとき。
 - イ 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき。
 - ウ その他不正な行為があったとき。
- (3) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。
- (4) センターの管理運営のため新たに法人等を設立する場合は、その法人等を応募者とする。
- (5) 新たに法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決（平成17年3月上旬予定）までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領証を提出すること。
- (6) 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。
- (7) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
 - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (8) 島根県芸術文化センター条例、島根県立石見美術館管理規則、島根県立いわみ芸術劇場管理規則及び島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

15 問合せ先

- (1) 郵便番号 690 - 8501
- (2) 住所 島根県松江市殿町1番地
- (3) 担当部局 島根県環境生活部文化振興課芸術文化センター建設室
- (4) 電話 0852 - 22 - 6229
- (5) ファクシミリ 0852 - 28 - 9262

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成16年11月19日

島根県警察本部長 鎌田 聡

1 入札の内容

- (1) 入札の件名
島根県警察情報ネットワーク型プリンタ 34式
- (2) 物品の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成16年12月28日
- (4) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格要綱（昭和45年島根県告示第 4 号）第 5 条の規定により資格を認定され、営業種目表に掲げる [1 文具・事務用機器類 - (4)情報処理機器] 又は [4 機械機具類 - (5)電気通信機器] に記載されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。
- (4) 島根県内に本店、または営業所を有するものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒690 - 8510 島根県松江市殿町 8 番地 1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話 (0852) 26 - 0110 内線2235 ~ 2236
- (2) 入札説明書の交付期間及び方法
平成16年11月19日から11月29日までの間、上記(1)の場所において交付する。（交付時間は土日、祝日を除く、午前 9 時00分から午後 5 時00分の間とする。）
- (3) 入札及び開札の日時、場所
入札日時 平成16年12月 6 日 (月) 午後 2 時00分
入札場所 島根県警察本部
開 札 即時開札
- (4) 入札説明会の日時及び場所
日時 平成16年11月24日 (水) 午後 1 時30分
場所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部

4 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約予定相当額の100分の 5 以上を納付すること。ただし島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の 2 各号に該当する場合は免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の 2 各号に該当する場合は免除する。
- (4) 入札書に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。
なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。